

神栖市立地適正化計画に基づく 誘導区域に関する届出制度の手引き

(2022 年7月1日適用開始)



神栖市

1. 立地適正化計画の概要と届出制度

急速に進む人口減少や少子高齢化などにより都市が抱える課題に対応するため、コンパクトシティの形成とそれらと連携した公共交通ネットワークの形成を図ることにより、一定エリアにおいて人口密度を維持し、財政面や経済面などにおいて持続可能な都市運営を目指すための施策として、国は、2014年に都市再生特別措置法（以下、「法」と略記）を改正し、立地適正化計画制度を創設しています。

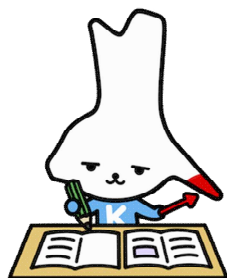
本市においても、2019年3月に改訂した神栖市都市計画マスタープランにおいて、コンパクトシティの形成について位置づけており、高密度な経済活動を営める都市構造を目指したコンパクトシティの形成を促進するため、居住と都市機能の誘導に係る内容を具体化する計画として、2022年3月に立地適正化計画を策定しました。

同年7月1日の計画の公表に伴い、法の規定に基づく届出制度が開始となります。

届出制度は、居住誘導区域外での住宅開発及び都市機能誘導区域内外での誘導施設の立地動向等を把握し、今後の取組みに生かすとともに、市民や事業者等に対して取組施策の情報の提供を行うことで、時間をかけながら、緩やかに住宅や施設を誘導していくことを目指します。



出典：国土交通省資料を基に一部修正



2. 届出の内容

届出制度は、一定規模以上の住宅と誘導施設に係る開発行為や建築等行為及び誘導施設の休廃止に係る届出の3種類があります。

(1) 居住誘導区域外における住宅の建築等に係る事前届出

法第88条第1項の規定に基づき、居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為・建築等行為を行おうとする場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について、市長への届出を行う必要があります。

また、届出をした者に対して、市は、法第88条第3項の規定に基づき、開発規模の縮小や居住誘導区域への立地を促すことができます。



1) 届出の対象になる行為

居住誘導区域外における、以下の行為が対象となります。

なお、開発や建築等行為による区域の全部又は一部が区域外となる場合に、届出が必要になります。

また、届出された開発行為及び建築等行為が、居住誘導区域内の住宅の立地誘導を図る上で、支障があると認められるときは、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことがあります。

【届出が必要な開発行為】

- ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為



〔例〕 3 戸以上の開発行為

- ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの



〔例〕 1,300 ㎡に 1 戸の開発行為

〔例〕 800 ㎡に 2 戸の開発行為

【届出が必要な建築等行為】

- ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合



〔例〕 3 戸以上の新築

〔例〕 改築して 3 戸以上にする行為

2) 届出時期

開発行為等に着手する日の **30日前まで**となります。

3) 届出に必要な書類

届出は以下の区分により、あらかじめ定められた届出様式に必要な事項を記入の上、必要書類を添付して、**1部**ご提出ください。

(開発行為の場合)

■届出書(様式1)・・・P24 参照

■必要書類

- ① 位置図(縮尺 1/1,000 以上)
当該行為を行う土地の区域及び当該区域内周辺の公共施設を表示する図面
- ② 設計図(縮尺 1/100 以上)
土地利用計画図及び予定建築物の各階平面図
- ③ その他参考となる事項を記載した図書
- ④ 委任状(代理人に委任する場合のみ・任意様式)

(建築等行為の場合)

■届出書(様式2)・・・P25 参照

■必要書類

- ① 配置図(縮尺 1/100 以上)
敷地内における住宅等の位置を表示する図面
- ② 2面以上の立面図(縮尺 1/50 以上)
建築物の高さ等を表示する図面
- ③ 各階平面図(縮尺 1/50 以上)
間取り、各室の用途等を表示する図面
- ④ その他参考となる事項を記載した図書
- ⑤ 委任状(代理人に委任する場合のみ・任意様式)

(届出内容を変更する場合)

■届出書(様式3)・・・P26 参照

■必要書類

- ① 当初の届出に必要な書類と同じものを添付
- ② 委任状(代理人に委任する場合のみ・任意様式)

4) 届出の対象とならない軽易な行為

以下の行為については、届出の必要はありません。

- ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の住宅等の新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して①の住宅等とする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(2) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る事前届出

都市機能誘導区域内の誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合には、法第108条の2第1項の規定に基づき、届出が必要となります。

1) 届出時期

休止又は廃止する日の **30日前まで**となります。

2) 届出に必要な書類

届出は、あらかじめ定められた届出様式に必要事項を記入の上、**1部**ご提出ください。

(開発行為の場合)

■届出書(様式4)・・・P27 参照

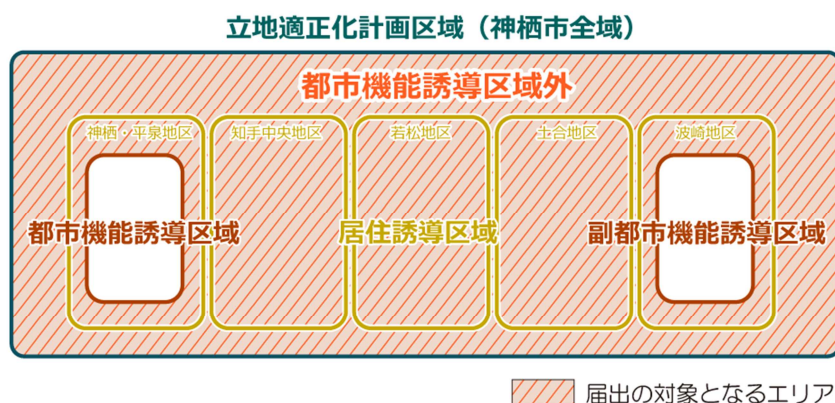
■必要書類

- ① 委任状(代理人に委任する場合のみ・任意様式)

(3) 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等に係る事前届出

法第 108 条第 1 項の規定に基づき、都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為・建築等行為を行おうとする場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所等について、市長への届出を行う必要があります。

また、届出者に対して、市は、法第 108 条第 3 項の規定に基づき、開発規模の縮小や都市機能誘導区域への立地を促すことができます。



1) 届出の対象になる行為

都市機能誘導区域外における以下の行為が対象となります。

なお、開発又は建築等行為による区域の全部又は一部が区域外となる場合に、届出が必要になります。

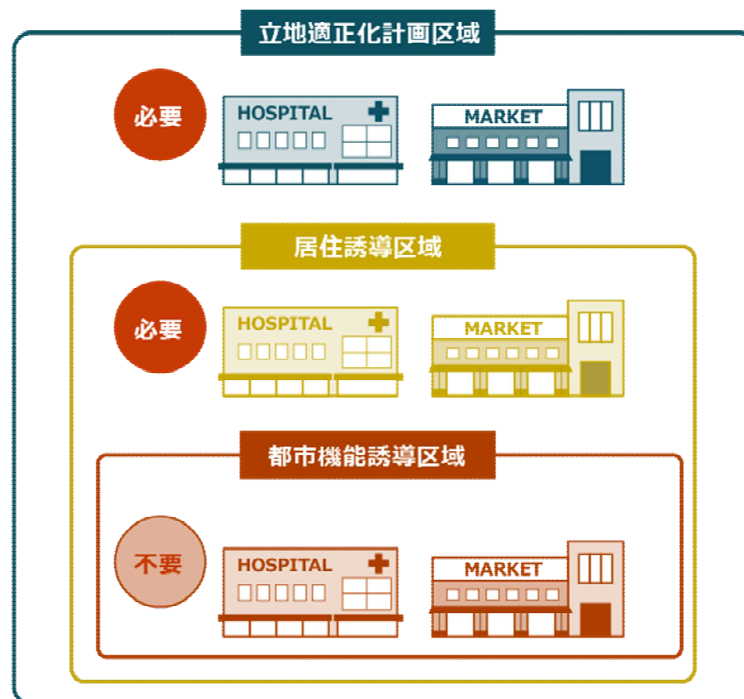
また、届出された都市機能誘導区域外での開発が、都市機能誘導区域内の誘導施設の立地誘導を図る上で、支障があると認められるときは、協議・調整のうえ、勧告等の必要な措置を行うことがあります。

【届出が必要な開発行為】

- ・誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合

【届出が必要な建築等行為】

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合



〔例〕店舗面積が1,000㎡を超える店舗の場合

2) 届出時期

開発行為等に着手する日の30日前までとなります。

3) 届出に必要な書類

届出は以下の区分により、あらかじめ定められた届出様式に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、1部ご提出ください。

(開発行為の場合)

■届出書(様式5)・・・P28 参照

■必要書類

- ① 位置図(縮尺 1/1,000 以上)
当該行為を行う土地の区域及び当該区域内、当該区域周辺の公共施設を表示する図面
- ② 設計図(縮尺 1/100 以上)
土地利用計画図及び予定建築物の各階平面図
- ③ その他参考となる事項を記載した図書
- ④ 委任状(代理人に委任する場合のみ・任意様式)

(建築行為等の場合)

■届出書(様式6)・・・P29 参照

■必要書類

- ① 配置図(縮尺 1/100 以上)
敷地内における誘導施設の位置を表示する図面
- ② 2面以上の立面図(縮尺 1/50 以上)
建築物の高さ等を表示する図面
- ③ 各階平面図(縮尺 1/50 以上)
間取り、各室の用途等を表示する図面
- ④ その他参考となる事項を記載した図書
- ⑤ 委任状(代理人に委任する場合のみ・任意様式)

(届出内容を変更する場合)

■届出書(様式7)・・・P30 参照

■必要書類

- ① 当初の届出に必要な書類と同じものを添付
- ② 委任状(代理人に委任する場合のみ・任意様式)

4) 届出の対象とならない軽易な行為

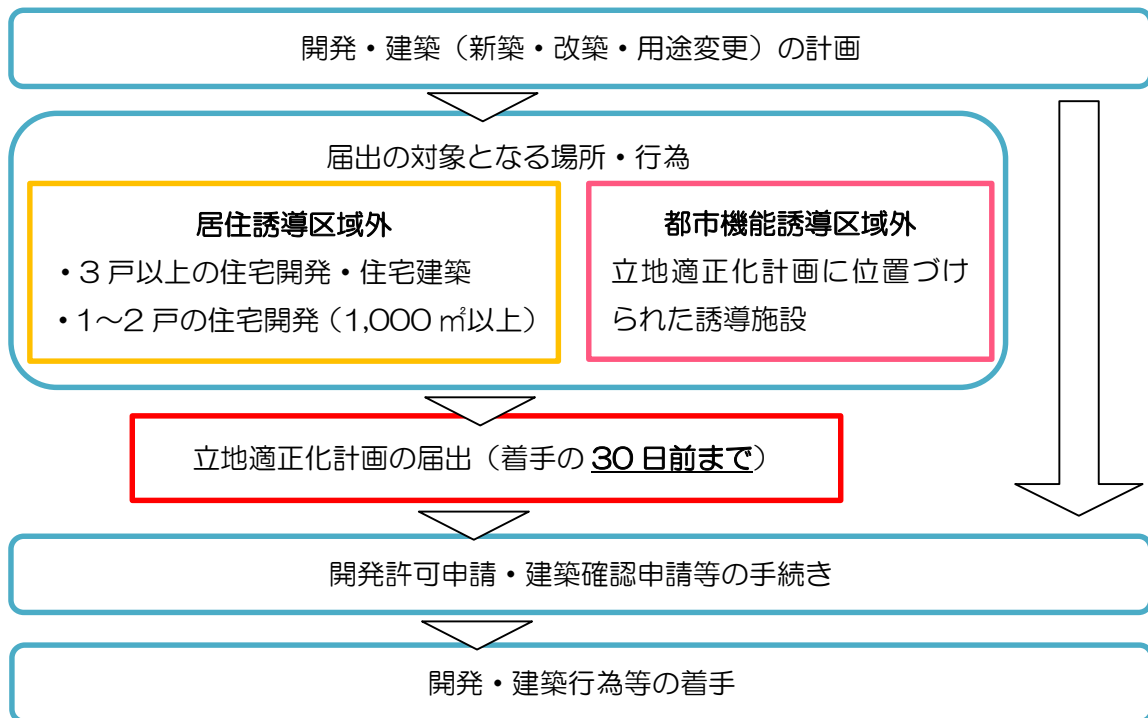
以下の行為については、届け出の必要はありません。

- ① 立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で、仮設のものを建築する目的で行う開発行為
- ② 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で、仮設のものとする行為

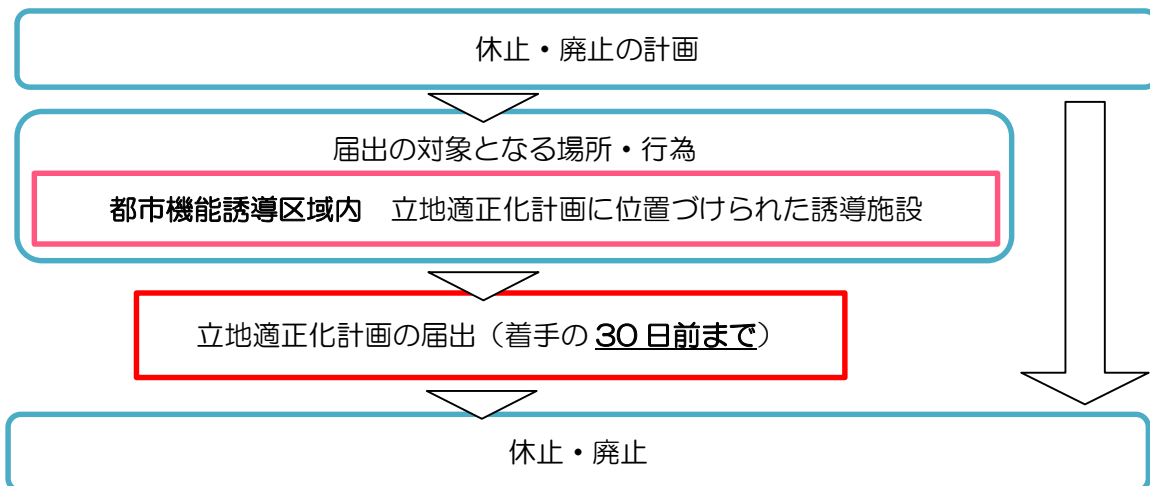
3. 届出制度

(1) 届出の流れ

1) 開発・建築等行為の場合



2) 誘導施設の休止・廃止の場合



(2) 提出先

届出のご提出は、下記までお願いします（郵送可）。

神栖市役所 都市整備部 都市計画課（分庁舎2階）

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5

電話番号 0299-90-1152（直通）

FAX 番号 0299-90-1114

(3) 留意事項

1) 届出を行わなかった場合

届出をしないで、又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（法第130条）

その他、届出内容について、修正や調整等が必要な場合には、行政から助言・指導を行うことがあります。

2) 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

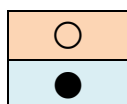
届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条の「重要事項の説明等」の対象となります。

(4) 神栖市立地適正化計画に位置づけられた誘導施設

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに対象が異なります。

神栖市立地適正化計画では、下記の表に示す施設をその都市機能誘導区域外に設置する場合に、届出が必要になります。また、各都市機能誘導区域に位置づけられている施設を休止又は廃止する場合も、届出が必要となります。

誘導施設の種類	定義	都市機能誘導区域		区域外
		神栖・平泉	波崎	
本庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する「事務所」	●	○	○
福祉事務所	社会福祉法第14条に規定する「福祉事務所」	●	○	○
支所	地方自治法第155条第1項に規定する「支所」	○	●	○
地域包括支援センター	介護保険法第115条の46に規定する「地域包括支援センター」	●	○	○
子育て世代包括支援センター	母子保健法第22条に規定する「母子健康包括支援センター」	●	○	○
大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第3条に規定する基準面積を有する施設（店舗面積1,000㎡を超えるもの）	●	●	○
銀行	銀行法第2条第1項に規定する「銀行」	●	●	○
信用金庫	信用金庫法第4条に規定する免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会	●	●	○
信用組合	中小企業等協同組合法第三条に規定する信用協同組合	●	●	○
病院	医療法第1条の5第1項に規定する「病院（病床数20床以上）」	●	○	○
診療所	医療法第1条の5第2項に規定する「診療所（病床数19床以下）」	●	●	○
図書館	図書館法第2条第1項に規定する「図書館」	●	○	○
図書室	神栖市立公民館図書室管理運営要項に規定する図書室	○	●	○
文化センター	収容人数1,000人以上のホールを有する施設	●	○	○
公民館	社会教育法第20条に規定する「公民館」	●	○	○
コミュニティセンター	神栖市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第2条に規定する施設	○	●	○
運動施設	スポーツ基本法第12条に規定する「スポーツ施設」	●	●	○

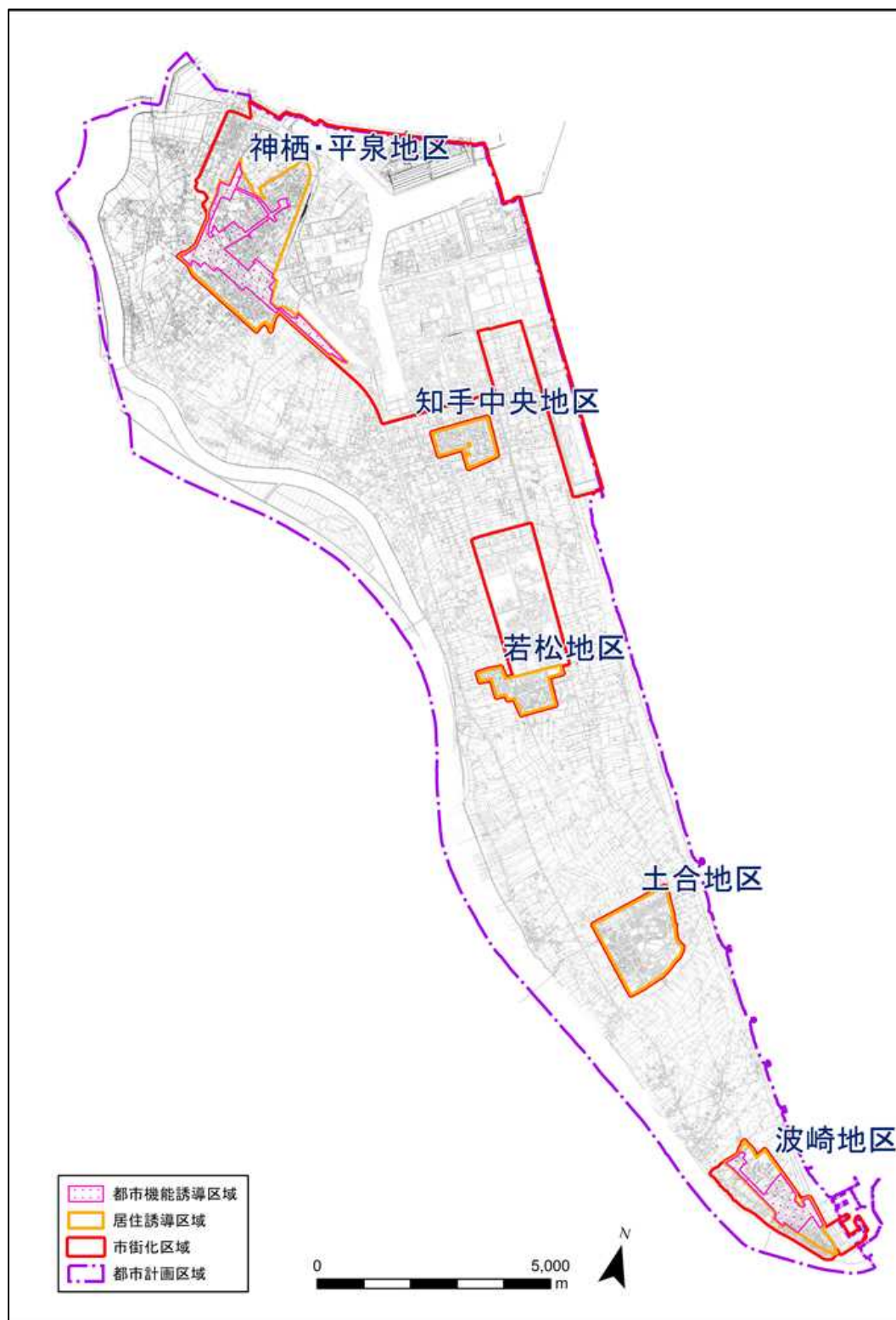


○ 開発又は建築する場合に届出が必要（法第108条第3項）

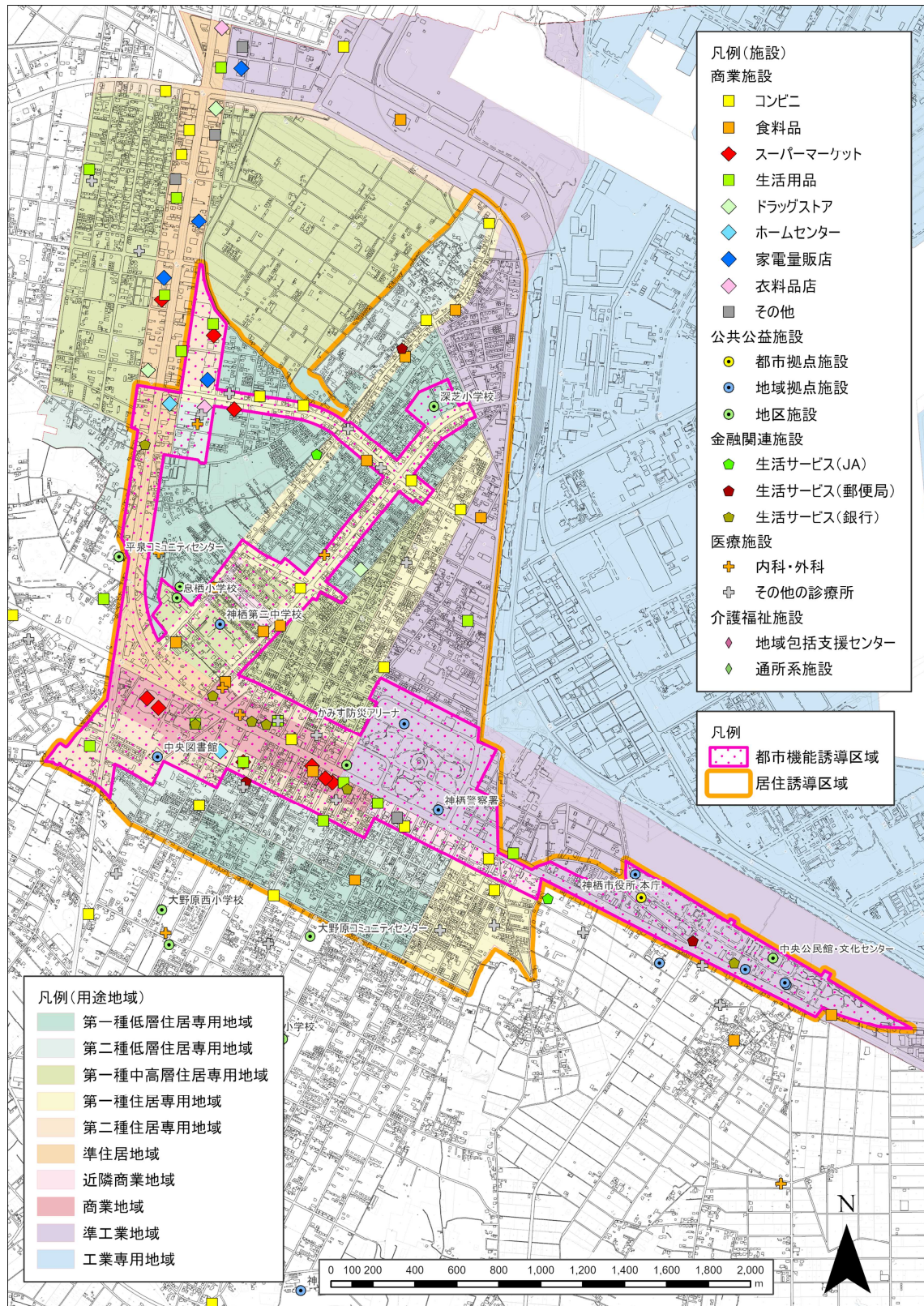
● 休止又は廃止する場合に届出が必要（法第108条の2第1項）

4. 各種誘導区域図

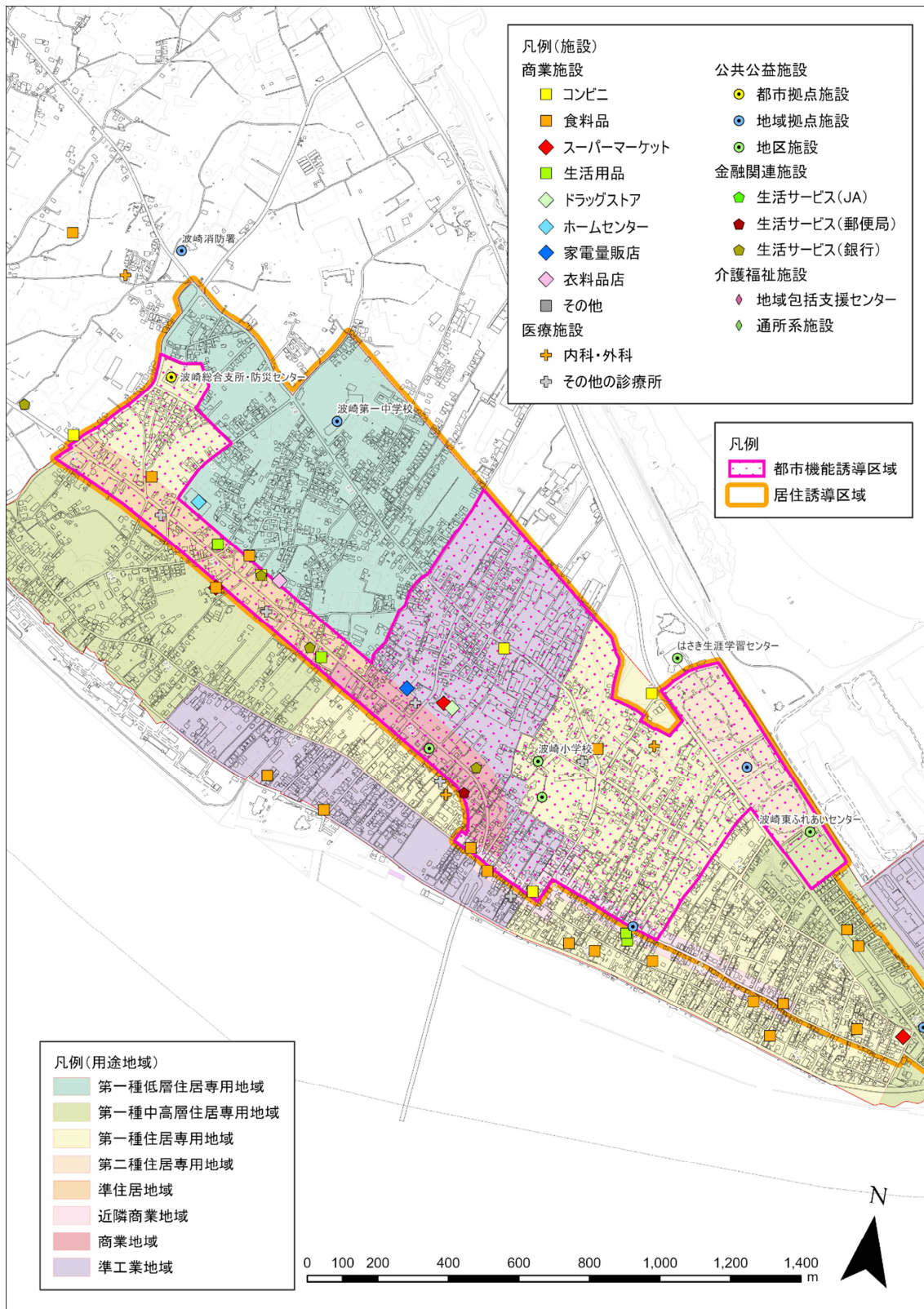
【全体図】



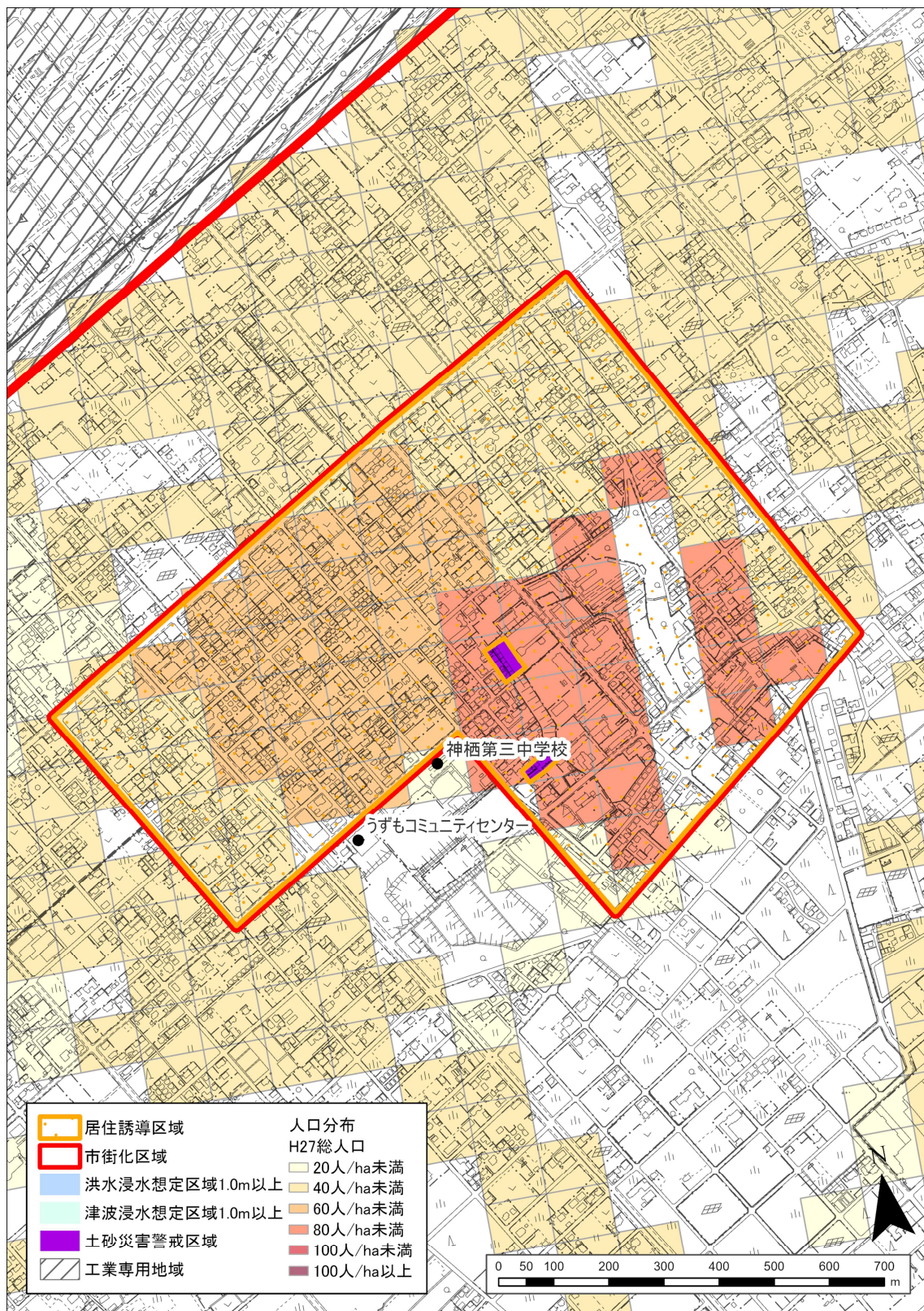
■ 神栖・平泉地区



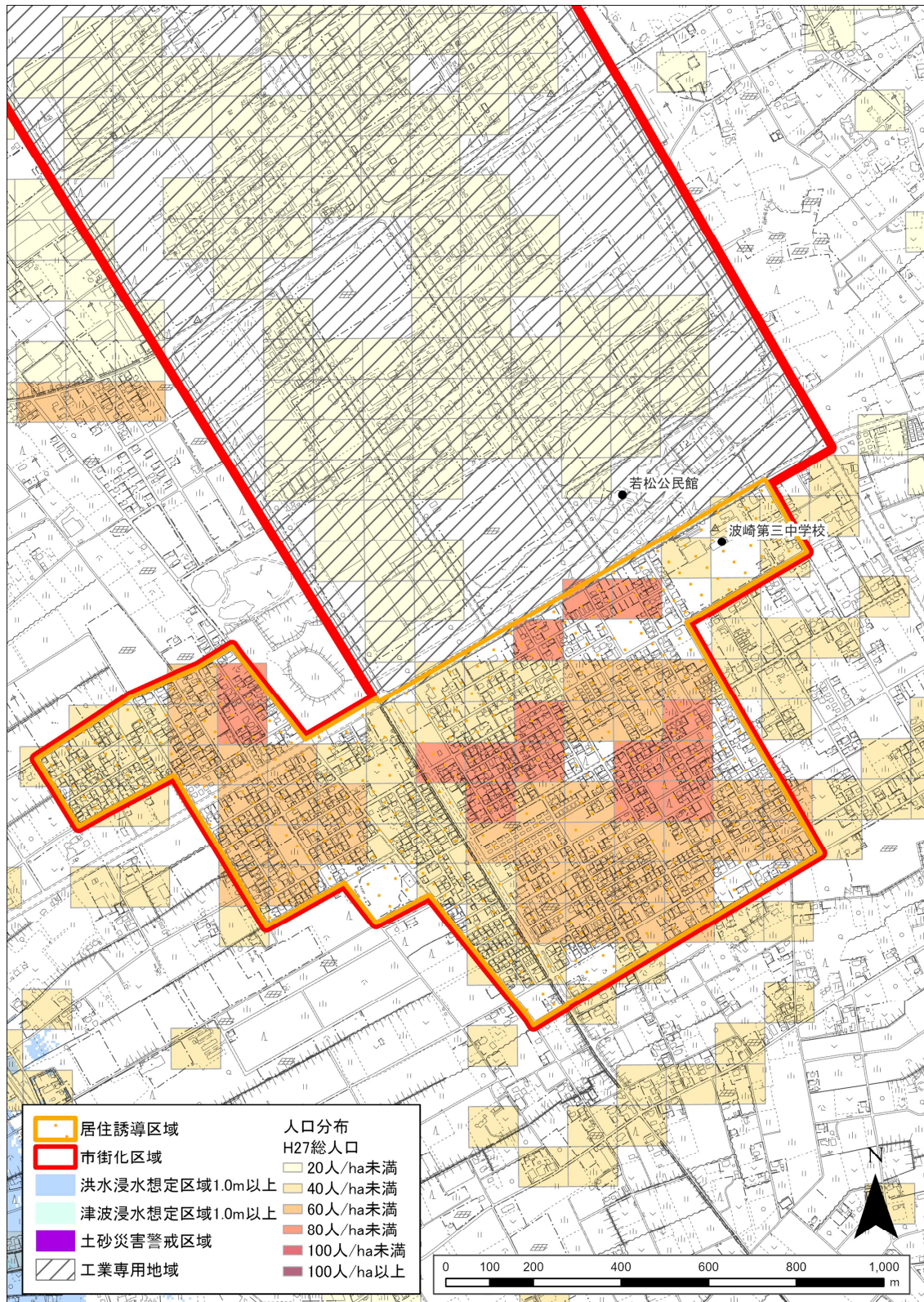
■波崎地区



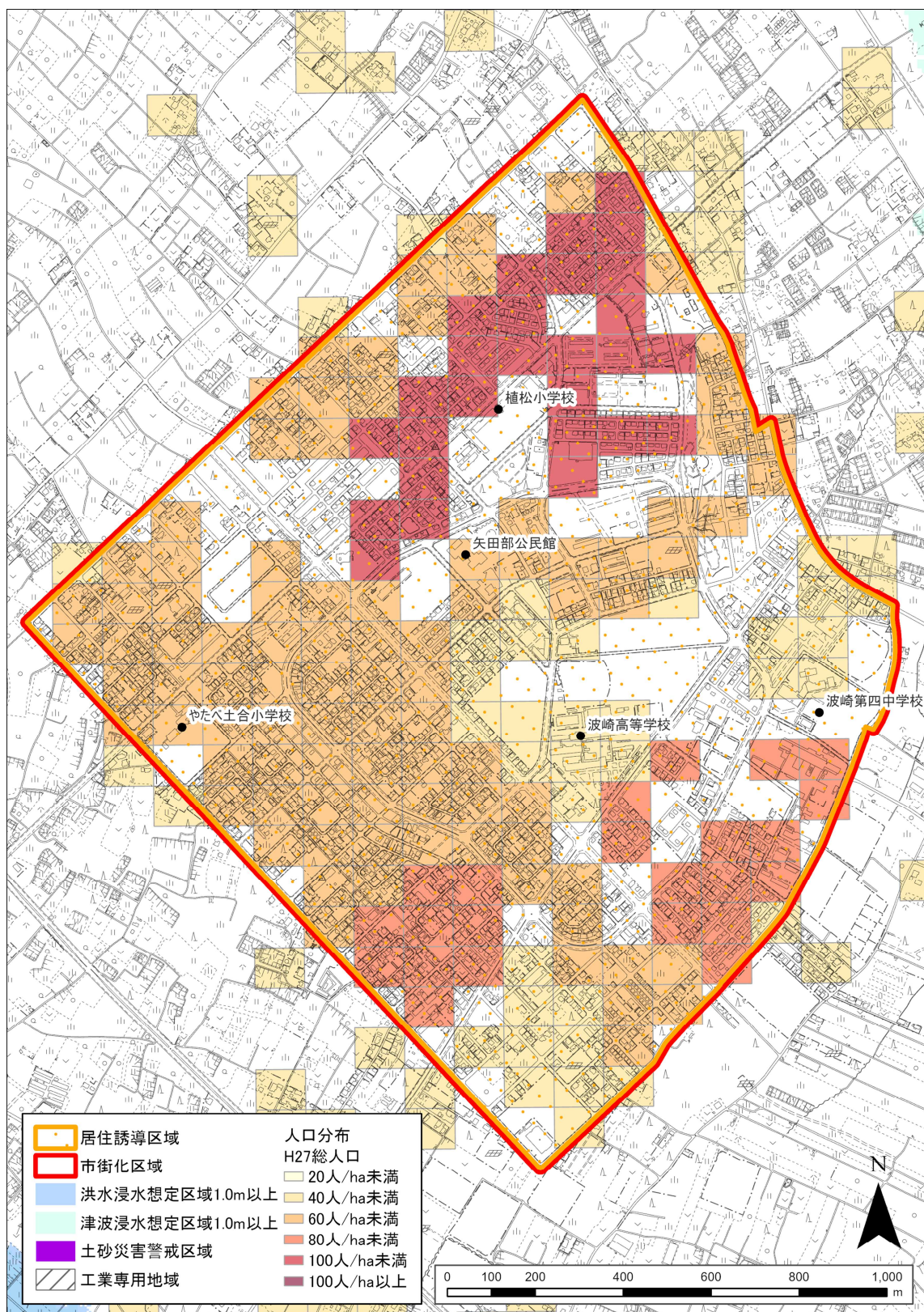
■ 知手中央地区



■ 若松地区



■ 土合地区



5. 届出に関する Q&A

- Q 1：届出により、誘導区域外の開発や建築行為は規制されますか。
- A 1：届出制度は、立地の動向を把握し、区域内への立地の誘導を促すためのもので、区域外での開発行為や建築行為を規制・制限するものではありません。
- Q 2：開発行為を行った者と同一の者が住宅や誘導施設を建築する場合は、それぞれの行為の前に届出が必要ですか。
- A 2：開発行為に着手する日の 30 日前までに届出をしてください。その後の建築行為に係る届出は不要です。なお、開発行為を行う者と建築行為を行う者が異なる場合は、それぞれの行為に着手する 30 日前までに届出をしてください。
- Q 3：都市機能誘導区域内であれば、誘導施設の届出は不要ですか。
- A 3：都市機能誘導区域ごとに誘導施設が定められています。誘導施設の種類によっては、都市機能誘導区域内であっても届出が必要な場合がありますので、詳しくは 9、11～12 ページを参照してください。
- Q 4：都市機能誘導区域内の誘導施設を廃止して、都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出が必要ですか。
- A 4：都市機能誘導区域内であれば、誘導施設の廃止に係る届出のみ必要になります。なお、移転先が区域外となる場合は、別途届出が必要となります。
- Q 5：1 つの建築物に複数の種類の誘導施設を設け、そのいずれも届出の対象となる場合、それぞれに届出が必要ですか。
- A 5：複数の誘導施設を有する建築物が 1 つである場合は、届出は 1 つで構いません。
- Q 6：住宅や誘導施設を同じ場所に建て替える場合、届出が必要ですか。
- A 6：同じ場所に建て替える場合でも、誘導区域外であれば、新築時と同様、届出が必要になります。
- Q 7：この届出を行えば、開発許可申請や建築確認申請は不要となりますか。
- A 7：この届出は、都市再生特別措置法に基づくものです。開発許可申請や建築確認申請など、他の法令に基づく手続きは、別に必要となります。

- Q 8：この届出は、開発許可申請や建築確認申請の前に行わなければならないですか。
- A 8：法的には申請の前後の定めはありませんが、行為の動向等を把握するためのものになりますので、各申請の前に行っていただくようお願いします。
- Q 9：届出後に市からの通知はありますか。
- A 9：届出後に市から通知を行うことはありません。なお、届出内容の建築等行為によって誘導区域内に支障が生じると判断した場合には、調整等の協議をさせていただく場合があります。
- Q10：今後、誘導区域や誘導施設が変更されることはありますか。
- A10：立地適正化計画は定期的に評価を行い、必要に応じて見直しを行います。この見直しにより、届出の対象となる誘導区域や誘導施設が変わる可能性があります。
- Q11：届出制度の運用開始はいつからですか。
- A11：神栖市立地適正化計画の公表日となる2022年7月1日から運用開始となります。
- Q12：各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。
- A12：神栖市のホームページ、又は市役所都市計画課の窓口（分庁舎2階）で確認することができます。
- Q13：行為の着手日が届出の運用開始後で、着手の30日前が運用開始前の場合はどうすればよいですか。
- A13：あらかじめ都市計画課の窓口でご相談いただき、届出の運用開始後、速やかに提出をお願いします。
- Q14：行為の届出は、代理人でも可能ですか。
- A14：代理人の方でも届出は可能ですが、委任状（様式は任意）をあわせて提出していただく必要があります。



6. 根拠法令（抜粋）

（１）居住誘導区域外における住宅の建築等に係る事前届出

都市再生特別措置法

第 88 条 立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行うもの（政令で定める戸数未満の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模以上※ 1 のものに限る。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未満の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 1 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの ※ 2
 - 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 3 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 4 その他市町村の条例で定める行為 ※ 3
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 市町村長は、第 1 項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

都市再生特別措置法施行令

※ 1 建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要件

第 33 条 法第 88 条第 1 項の政令で定める戸数は、3 戸とする。

2 法第 88 条第 1 項の政令で定める規模は、0.1 ヘクタールとする。

※2 建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為

第34条 法第88条第1項第1号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 1 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 2 前号の住宅等の新築
- 3 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の住宅等とする行為

※3 神栖市は該当ありません。

(2) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る事前届出

都市再生特別措置法

第108条の2 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定による届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

(3) 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等に係る事前届出

都市再生特別措置法

第108条 立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 1 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの ※4
 - 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 3 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 ※5
 - 4 その他市町村の条例で定める行為 ※6
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 市町村長は、第1項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

都市再生特別措置法施行令

※4 建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為

第42条 法第108条第1項第1号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 1 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 2 前号の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- 3 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

※5 届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為

第43条 法第108条第1項第3号の政令で定める行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

※6 神栖市は該当ありません。

様式集 (記載例)

※各様式は、市のホームページからダウンロードできます。

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

○年 ○月 ○日

神 栖 市 長 殿

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者 住 所 神栖市溝口 4991 番地 5

氏 名 神栖 太郎

(連絡先 ○○○○-○○-○○○○)

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (土地の所在、地番)	神栖市 ■■ 1 1 1 - 1 外○筆
	2 開 発 区 域 の 面 積	1, 1 1 1. 1 1 平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	共同住宅
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	○年 ○月 ○日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	○年 ○月 ○日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	住宅戸数: 5 戸

建築基準法に基づく用途を記入してください。

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築

~~建築物を改築して住宅等とする行為~~

~~建築物の用途を変更して住宅等とする行為~~

について、下記により届け出ます。

いずれかを選択してください。

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

〇年 〇月 〇日

神 栖 市 長 殿

届出者 住 所 神栖市溝口4991番地5

氏 名 神栖 太郎

(連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地 の所在、地番、地目及び面積	土地の所在：神栖市■■■111-1 外〇筆 地 目：宅地 面 積：1, 111. 11平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は 改築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	戸建て住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする 場合は既存の建築物の用途	—
4 その他必要な事項	戸 数：3戸 工事の着手予定年月日： 〇年 〇月 〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

25

行為の変更届出書

〇年 〇月 〇日

神 栖 市 長 殿

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者 住 所 神栖市溝口4991番地5

氏 名 神栖 太郎

（ 連絡先 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇 ）

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、
下記により届け出ます。

記

変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。

1	当初の届出年月日	〇年 〇月 〇日
2	変更の内容	(変更前) 共同住宅 予定戸数5戸 開発区域の面積 1,111.11平方メートル
		(変更後) 共同住宅 予定戸数6戸 開発区域の面積 1,222.22平方メートル
3	変更部分に係る行為の着手予定日	〇年 〇月 〇日
4	変更部分に係る行為の完了予定日	〇年 〇月 〇日

注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

〇年 〇月 〇日

神 栖 市 長 殿

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者 住 所 神栖市溝口4991番地5

氏 名 神栖 太郎

（ 連絡先 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇）

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする 誘導施設の名称、用途及び所在地	名 称：〇〇病院 用 途：病院 所在地：神栖市■■■111－1
2 休止（廃止）しようとする 年月日	〇年 〇月 〇日
3 休止しようとする場合に あっては、その期間	年 月 日まで
4 休止（廃止）に伴う措置	（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物 を使用する予定がある場合、予定される当該 建築物の用途
	—
	（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物 を使用する予定がない場合、当該建築物の存 置に関する事項
	除却予定時期 〇年 〇月 〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は、当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

〇年 〇月 〇日

神 栖 市 長 殿

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者 住所 神栖市溝口4991番地5

氏名 神栖 太郎

（連絡先 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇）

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 （土地の所在、地番）	神栖市■■■111-1 外〇筆
	2 開発区域の面積	6,543.21平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設
	4 工事の着手予定年月日	〇年 〇月 〇日
	5 工事の完了予定年月日	〇年 〇月 〇日
	6 その他必要な事項	延べ床面積 4,500平方メートル

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

~~建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為~~

~~建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為~~

について、

下記により届け出ます。

〇年 〇月 〇日

神 栖 市 長 殿

届出者 住所 神栖市溝口4991番地5

氏名 神栖 太郎

(連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

1 建築物を新築しようとする土地
又は改築若しくは用途の変更を
しようとする建築物の存する土地
の所在、地番、地目及び面積

土地の所在：神栖市■■■111-1 外〇筆
地 目：宅地
面 積：1, 111. 11平方メートル

2 新築しようとする建築物又は
改築若しくは用途の変更後の建築
物の用途

診療所

3 改築又は用途の変更をしよう
とする場合は既存の建築物の用途

—

4 その他必要な事項

工事の着手予定年月日：
〇年 〇月 〇日
医療法第1条の5第2項に規定する診療所

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

29

行為の変更届出書

〇年 〇月 〇日

神 栖 市 長 殿

届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者 住 所 神栖市溝口4991番地5

氏 名 神栖 太郎

（ 連絡先 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇）

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、
下記により届け出ます。

記

変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。

1	当初の届出年月日	〇年 〇月 〇日
2	変更の内容	
	(変更前)	開発区域の面積 12,345.67平方メートル
	(変更後)	開発区域の面積 14,567.89平方メートル
3	変更部分に係る行為の着手予定日	〇年 〇月 〇日
4	変更部分に係る行為の完了予定日	〇年 〇月 〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。



【問い合わせ先】

神栖市都市整備部都市計画課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5
電話 0299-90-1152（直通）

